



ビジネスと人権に関する最近の動き

＜最近の動き＞

1. 日本企業の人権に関する取組状況のアンケート調査

- 昨年9～10月に東証1部・2部上場企業（約2,80社）に政府として初の調査
- 人権方針を策定している企業、策定していない企業のいずれも、ガイドライン整備への要望が多いと判明

2. 関係府省庁連絡会議

- 中谷元総理補佐官の下、関係府省庁の局長級が出席して、政府の対応を議論
- 経産省の検討会で今夏を目途にガイドラインを策定予定。
- 政府全体として、ガイドラインに関する対応を検討。

3. 農水省の取組

- パーム油・カカオ豆について、産出国における生産・流通の状況、調達における海外先進事例の調査
- 食品産業のガイドライン策定に向けた調査委託事業
- 食品企業、団体と議論の上、ガイドライン策定の準備。

企業の人権の取組に関する調査の結果

グループA（103社）：人権方針策定、人権DD実施等の基礎項目を全て実施

＜人権を尊重する経営により、得られた成果・効果＞

- ・ 自社内の人権リスク低減（83%）、ESG評価機関からの評価向上（82%）を実感

＜政府への要望＞

- ・ **ガイドライン整備**（58%）に加え、**国際的な制度調和**（50%）を多く要望

グループB（160社）：人権方針未策定、人権DDの実施していない

＜人権を尊重する経営を实践する上での課題＞

- ・ 「具体的な取り組み方法がわからない」の回答が多数（48%）

＜政府への要望＞

- ・ **ガイドライン整備**（42%）や**企業の意識向上**（35%）が要望上位
- ・ 政府への要望が比較的少ない

注）日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査 結果（経産省・外務省 抜粋）

「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」（2011年）」

1 人権方針の策定

企業は、人権を尊重するというコミットメントを企業方針として発信する。

指導原則 16



2 人権デュー・ディリジェンスの実施

企業は、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施する。

指導原則 17～21



3 救済メカニズム

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力する。

指導原則 22



注）「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」より抜粋